

被災者相談等窓口

【R 8 . 8 . 7 現在】

災害等で被害を受けた方への支援制度と町役場の相談窓口

（表中の「住家」とは、現実に居住のために使用している建物であり、一般的な住宅であっても居住していなければ住家には該当しません。）

支援・相談事項等	対象者※、条件等（概要） ※死亡した方が対象となる場合は その方の遺族等を含みます。	支援内容等（概要）	担当課 電話番号										
罹災証明書の発行	災害により住家に被害を受けた方	被害の程度を証明する書類を発行します。	税務課 0 4 7 9－7 6－5 4 0 2										
埋火葬費用の給付受付	災害により死亡した方の埋葬を実施する方	死亡した方が大人（１２歳以上）の場合、 2 3 9, 4 0 0 円 等	住民課 0 4 7 9－7 6－5 4 0 1										
災害弔慰金の給付受付	町内において住家が５世帯以上滅失した等の災害により死亡した方	<table><tr><td>死亡した方</td><td>給付額</td></tr><tr><td>生計維持者</td><td>5 0 0 万円</td></tr><tr><td>生計維持者以外</td><td>2 5 0 万円</td></tr></table>	死亡した方	給付額	生計維持者	5 0 0 万円	生計維持者以外	2 5 0 万円	保健福祉課 0 4 7 9－7 6－3 1 8 5				
死亡した方	給付額												
生計維持者	5 0 0 万円												
生計維持者以外	2 5 0 万円												
災害障害見舞金の給付受付	上記の災害により重度の障害（要常時介護等）を受けた方	<table><tr><td>障害を受けた方</td><td>給付額</td></tr><tr><td>生計維持者</td><td>2 5 0 万円</td></tr><tr><td>生計維持者以外</td><td>1 2 5 万円</td></tr></table>	障害を受けた方	給付額	生計維持者	2 5 0 万円	生計維持者以外	1 2 5 万円					
障害を受けた方	給付額												
生計維持者	2 5 0 万円												
生計維持者以外	1 2 5 万円												
災害見舞金の給付受付	・災害により住家の被害をうけた方（全壊、半壊若しくは床上浸水） ・災害により死亡等（行方不明含む。）した方 なお、町が「災害救助法の適用」を受けた場合を除く。	<table><tr><td>区 分</td><td>見舞金の額(世帯)</td></tr><tr><td>全 壊</td><td>1 0 万円</td></tr><tr><td>半 壊</td><td>5 万円</td></tr><tr><td>床上浸水</td><td>3 万円</td></tr><tr><td>死亡等</td><td>1 0 万円(１人につき)</td></tr></table>	区 分	見舞金の額(世帯)	全 壊	1 0 万円	半 壊	5 万円	床上浸水	3 万円	死亡等	1 0 万円(１人につき)	財政課 0 4 7 9－7 6－5 4 1 6
区 分	見舞金の額(世帯)												
全 壊	1 0 万円												
半 壊	5 万円												
床上浸水	3 万円												
死亡等	1 0 万円(１人につき)												
義援金の給付受付	義援金配分委員会を設置して、配分方法等を決定します。												

1

支援・相談事項等	対象者※、条件等（概要） ※死亡した方が対象となる場合は その方の遺族等を含みます。	支援内容等（概要）	担当課 電話番号
被災者生活再建支援金の給付受付	自然災害により住家が全壊した方、など	世帯員の数、損壊の程度や処置の方法に応じて 支援金が給付されます。	総務課 0479-76-2611
住民税の減免・徴収猶予相談	災害等により住家や家財などに著しい損害 を受けた方	被害の程度に応じ納期限の到来していない税額 の免除、又は納期限までの納付が困難な場合は 徴収猶予等	税務課 0479-76-5402
固定資産税の減免・徴収猶予相談	災害等により著しく価値が減少した固定資 産を所有している方	被害の程度に応じ納期限の到来していない税額 の免除、又は納期限までの納付が困難な場合は 徴収猶予等	
軽自動車税の徴収猶予相談	災害等により、納期限までの納付が困難と なった方	軽自動車税の徴収猶予等	
国民健康保険税の減免・ 徴収猶予相談	災害等により住家や家財などに著しい損害 を受けた方	被害の程度に応じ納期限の到来していない税額 の免除、又は納期限までの納付が困難な場合は 徴収猶予等	
介護保険料の減免・徴収猶予相談	災害等により住家や家財などに著しい損害 を受けた方	被害の程度に応じ納期限の到来していない税額 の免除、又は納期限までの納付が困難な場合は 徴収猶予等	

支援・相談事項等	対象者※、条件等（概要） ※死亡した方が対象となる場合は その方の遺族等を含みます。	支援内容等（概要）	担当課 電話番号
国民年金保険料の 減免相談	災害等によって被災し、住家、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けた方	国民年金保険料の減額又は免除	住民課 0479-76-5405
国民健康保険の一部 負担金の減免相談	緊急に治療を要する疾病等のため入院が必要な被保険者で、自然災害により著しい損害を受けたことにより、資産や能力を活用しても一部負担金の支払いが困難な方	実収入月額に応じ、一部負担金を減額又は免除	
後期高齢者医療保険料の減免・ 徴収猶予相談	自然災害により住家、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたことにより、保険料を納付することが困難な方	保険料の納付が困難な程度、収入や資産の保有状況等に応じ、減額、免除又は徴収猶予	
後期高齢者医療保険の一部負担金の減免 相談	自然災害により住家、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたことにより、一部負担金を支払うことが困難な方	一部負担金の支払いが困難な程度、収入や資産の保有状況等に応じ、減額、免除又は徴収猶予	
学童保育料の 減免相談	災害等により住家や家財について著しい損害を受けた方	被害の程度に応じた減額又は免除	子育て支援課 0479-76-5412
多古病児保育所利用料の減免相談	災害等により住家や家財について著しい損害を受けた方	被害の程度に応じた減額又は免除	
保育料等の減免相談	災害により、保育料の納付が困難となった世帯	被災状況等に応じた保育料等の減額又は免除	多古こども園 0479-76-6050

支援・相談事項等	対象者※、条件等（概要） ※死亡した方が対象となる場合は その方の遺族等を含みます。	支援内容等（概要）	担当課 電話番号																		
災害援護資金の 貸付相談	県内で災害救助法が適用された市町村が１以上ある災害により、 ・世帯主が重傷を負った場合 （その療養に要する期間が概ね１か月以上） ・住家が全壊又は半壊した場合 ・家財に３分の１以上の損害があった場合	【貸付限度額】	保健福祉課 ０４７９－ ７６－３１８５																		
		<table><tr><th>被害の種類・程度</th><th>世帯主の負傷なし</th><th>世帯主の負傷あり</th></tr><tr><td>家財、住家に損害なし</td><td>０円</td><td>１５０万円</td></tr><tr><td>家財の３分の１以上の損害</td><td>１５０万円</td><td>２５０万円</td></tr><tr><td>住家の半壊・大規模半壊</td><td>１７０万円 （２５０万円）</td><td>２７０万円 （３５０万円）</td></tr><tr><td>住家の全壊</td><td>２５０万円 （３５０万円）</td><td>３５０万円</td></tr><tr><td>住家の全体が滅失、流出等</td><td>３５０万円</td><td>３５０万円</td></tr></table>		被害の種類・程度	世帯主の負傷なし	世帯主の負傷あり	家財、住家に損害なし	０円	１５０万円	家財の３分の１以上の損害	１５０万円	２５０万円	住家の半壊・大規模半壊	１７０万円 （２５０万円）	２７０万円 （３５０万円）	住家の全壊	２５０万円 （３５０万円）	３５０万円	住家の全体が滅失、流出等	３５０万円	３５０万円
		被害の種類・程度		世帯主の負傷なし	世帯主の負傷あり																
		家財、住家に損害なし		０円	１５０万円																
		家財の３分の１以上の損害		１５０万円	２５０万円																
		住家の半壊・大規模半壊		１７０万円 （２５０万円）	２７０万円 （３５０万円）																
		住家の全壊		２５０万円 （３５０万円）	３５０万円																
住家の全体が滅失、流出等	３５０万円	３５０万円																			
・被災した住家を建て直す場合は（ ）内の額																					
・住家の損害については、原則として自己所有の住居が対象																					
○据置期間：３年（特別な事情がある場合は５年）																					
○償還期間：１０年（据置期間を含む。）																					
○所得制限：世帯の人数等により所得制限あり																					

支援・相談事項等	対象者※、条件等（概要） ※死亡した方が対象となる場合は その方の遺族等を含みます。	支援内容等（概要）	担当課 電話番号												
公費解体制度の相談	災害により異なります。詳しくはお問合せください。		生活環境課 0479－ 76－5406												
住宅周辺等の 障害物除去相談	次の全てに該当する方 ・居室、台所、玄関等生活に欠くことのできない場所に 障害物が運び込まれているため一時的に居住できない ・自らの資力では当該障害物を除去することができない ・住家が半壊又は床上浸水した（全壊の住家でも引き続 き元の住家に住み続ける場合は対象）	・居室、台所、玄関、便所等の日常生活に欠くこと のできない場所の障害物を除去 （主要な障害物を除去するのみであり、その後の 室内清掃等は含まれない。） ・除去期間は、原則として災害発生の日から10日 以内	空港まちづくり課 0479－ 76－5408												
被災住宅の応急修理相談	<table><tr><td>大規模半壊</td><td>大規模な補修を行わなければ 居住することが困難な程度に 住家が半壊した方</td></tr><tr><td>中規模半壊・半壊</td><td>災害のため住家が半壊し、自 らの資力では応急修理をする ことができない方</td></tr><tr><td>準半壊</td><td>災害のため住家が半壊に準ず る程度の損傷を受け、自らの 資力では応急修理することが できない方</td></tr></table>	大規模半壊		大規模な補修を行わなければ 居住することが困難な程度に 住家が半壊した方	中規模半壊・半壊	災害のため住家が半壊し、自 らの資力では応急修理をする ことができない方	準半壊	災害のため住家が半壊に準ず る程度の損傷を受け、自らの 資力では応急修理することが できない方	<table><tr><td colspan="2">・居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くこと のできない部分及び日常生活に欠くことのできない破 損箇所（土台、床等）に対し、現物支給（町が応急 修理を実施する事業者と契約） 【費用限度額：R8年度】</td></tr><tr><td>半壊以上</td><td>1世帯当たり 757,000円以内</td></tr><tr><td>準半壊</td><td>1世帯当たり 367,000円以内</td></tr></table>	・居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くこと のできない部分及び日常生活に欠くことのできない破 損箇所（土台、床等）に対し、現物支給（町が応急 修理を実施する事業者と契約） 【費用限度額：R8年度】		半壊以上	1世帯当たり 757,000円以内	準半壊	1世帯当たり 367,000円以内
	大規模半壊	大規模な補修を行わなければ 居住することが困難な程度に 住家が半壊した方													
	中規模半壊・半壊	災害のため住家が半壊し、自 らの資力では応急修理をする ことができない方													
準半壊	災害のため住家が半壊に準ず る程度の損傷を受け、自らの 資力では応急修理することが できない方														
・居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くこと のできない部分及び日常生活に欠くことのできない破 損箇所（土台、床等）に対し、現物支給（町が応急 修理を実施する事業者と契約） 【費用限度額：R8年度】															
半壊以上	1世帯当たり 757,000円以内														
準半壊	1世帯当たり 367,000円以内														
応急仮設住宅の入居相談	住家が全壊又は流失し、居住する住家がなく、自らの資 力では住家を得ることができない方	詳しくはお問合せください。													